

都道府県・ 政令指定都市名	43 熊本県
------------------	--------

時点：平成31年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	熊本県男女共同参画社会推進会議	
設 置 年 月 日・根 拠	昭和55年10月23日	根拠： 熊本県男女共同参画社会推進会議設置要項
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	熊本県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員 員	9 人 (女性 5 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月～ 令和 3 年 3 月		
名 称	第4次熊本県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年3月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	熊本県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年12月20日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期： 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:平成31年4月1日	2:令和元年5月1日	3:その他:平成31年3月31日
目 標 値	令和 2 年度まで	40 %			
根 拠	第4次熊本県男女共同参画計画(H28.3)。審議会等委員への女性の登用推進に関する要項(H28.10.3)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第180上の5に基づく委員会及び委員、地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関及びこれに類する機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 120 )うち女性委員を含む審議会等数( 119 )		
			延総委員等数( 1,731 )延女性委員等数( 668 )	女性比率( 38.6 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 55 )うち女性委員を含む審議会等数( 55 )		
			延総委員等数( 877 )延女性委員等数( 315 )	女性比率( 35.9 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 38 )うち女性委員を含む審議会等数( 38 )		
			延総委員等数( 758 )延女性委員等数( 230 )	女性比率( 30.3 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
			延総委員等数( 78 )延女性委員等数( 20 )	女性比率( 25.6 )	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	253 人 (平成 31 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	審議会委員への女性の登用促進のための事前協議の実施		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成31年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女 性 管 理 職 の 内 訳								
					(A)=(D+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職	
(C)	うち女性数(D)	女性比率	(E)	うち女性数(F)				女性比率	(G)	うち女性数(H)	女性比率		
本庁	計	367	18	4.9	20	0	0.0	56	3	5.4	291	15	5.2
	うち一般行政職	290	17	5.9	19	0	0.0	41	3	7.3	230	14	6.1
支庁・地方事務所等	計	212	21	9.9	7	1	14.3	31	1	3.2	174	19	10.9
	うち一般行政職	128	14	10.9	5	1	20.0	17	1	5.9	106	12	11.3
全体	計	579	39	6.7	27	1	3.7	87	4	4.6	465	34	7.3
	うち一般行政職	418	31	7.4	24	1	4.2	58	4	6.9	336	26	7.7
再掲	警察関係	132	1	0.8	2	0	0.0	27	0	0.0	103	1	1.0
	教育委員会	50	5	10.0	2	0	0.0	3	0	0.0	45	5	11.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成31年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-3 新規昇任者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 昇任試験, 昇格試験, 全受験者数(人), 女性受験者数(人), 女性受験率(%).

問7-6 女性公務員の採用状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

Table with columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち上級, うち警察関係, うち上級.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Includes details for Kumamoto Women's Community Center.

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	出資者		

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 熊本県男女共同参画活動交流協議会	加盟団体数	11
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数	48000
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 ( 内容: フォーラム、シンポジウム等の開催 )			

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 ( 名 称 : 概 要 : 内 容 : ) <input type="checkbox"/> 7. その他 ( 内 容 : )
--

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

## 女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 ( 内 容 : )
---

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	平成30年度予算 (千円)	令和元年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	21,487	27,959	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00258 %	0.00353 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	78,999	79,707	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○

Table with 2 columns: Question items (1-5) and Response (○). Items include public works bidding, procurement bidding, and evaluation methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Question items (1-13) and four sub-questions (問14-1 to 問14-4). Items include recognition of various laws and work-life balance measures.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 4 columns: Question items (1-12) and two columns for registration/certification and表彰制度 (award system).

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称: 熊本プライト企業推進事業(2, 4, 7)、子育て従業員応援団【くまもと子育て応援の店・企業推進事業】(2, 7)、よかポスト企業(7, 10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称: 男女共同参画推進事業者表彰(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status (1: exists, 2: not yet) and specific names of organizations like 熊本県女性の社会参画加速化会議.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 4 columns: Question items (17, 17-1), frequency (1: regular, 2: irregular), name (熊本県男女共同参画年次報告書), and publication body.

## 問18-1 令和元年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画学習資料 ・ 男女共同参画inパレア	中・高校生向け学習資料を作成・配布 講演会及びワークショップ、パネル展を実施	約800名	3月 6月～12月
・ 女性に対する暴力をなくす運動	キャンペーン、ワークショップ、講座等を実施	約100名	11月
2. 表彰 ・ 男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者を知事が表彰		11月
3. 講座 ・ 女性経営参画塾	企業と団体の女性管理職を対象に、経営に参画するために必要な心構えと、基礎的な知識の習得ができる講座を開催	約20名	9月～10月
・ 女性リーダースキルアップ塾	企業や団体の女性管理職候補を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる講座を開催	約30名	10月～11月
・ 女性社員キャリアアップ塾	企業や団体の女性社員(入社1～10年目)を対象に、自身のキャリアビジョンを描き、仕事を続けられるためのスキル習得ができる講座を実施	約30名	9月
・ 地域リーダー育成事業	男女共同参画の地域リーダーを育成する研修事業	21名	8月～1月
・ 企業トップセミナー	企業の経営者、人事労務関係の管理職を対象に、女性活躍に関する講演や事例発表を実施。	約100名	11月
・ マインドアップセミナー	学生等を対象としたパネルトークやグループワークを実施。	各約50名	7月、10月、1月
4. 相談事業 ・ 男女共同参画相談室らいふ	女性が抱える悩み等の相談に対して、相談員が助言や情報提供を行い、相談者の問題解決の支援を行う		通年
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画年次報告書	男女共同参画の推進状況調査、施策評価等をまとめた年次報告書を発行		10月
・ 女性人材バンク登録者活用促進事業	女性の人材をバンクに登録、関係機関に情報を提供し、活用を促進		通年
・ 広報誌「ならんで」	男女共同参画に関する最新情報を県民に提供するため年2回発行		10月、2月
・ ホームページ運営	男女共同参画に関する情報を県民に提供		通年
・ 情報ライブラリー運営	男女共同参画に関する図書、ビデオ、関係資料等を情報提供		通年
・ 民間団体への情報提供	男女共同参画に関する情報を男女共同参画推進団体等に提供		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理	条例に基づき、申し出のあった苦情の処理		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画アドバイザー派遣	企業、団体等の研修会等にアドバイザーを派遣		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 市町村男女共同参画促進事業	市町村担当課長会議の開催	約70名	4月
・ 女性活躍サミット	講演、企業等で働く女性や地域活動を行う等による意見交換など。	約300名	1月

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

		調査時点コード	
		1:平成31年4月1日	3:その他
議 会 名	熊本県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	1 事故		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	熊本県議会会議規則		
条文本文			
第2条2項 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議前までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県民へ向けに啓発用リーフレットを作成し、教育機関、行政機関、関係機関・団体及び講演会参加者等へ配布する予定</li> <li>・一般県民を対象としてセミナーを実施予定、また講演及び「女性の政治への参画がなぜ必要か」をテーマに討議を行う予定</li> </ul>			

調査時点コード: 3

1. 平成31年4月1日 2. 令和元年5月1日 3. その他 ( 平成31年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成28年4月16日 ~ 令和2年4月15日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	56	6	10.7		
	都道府県防災会議(委員のみ)	55	6	10.9		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	24	3	12.5	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		4	2	50.0		
2	国土利用計画地方審議会	19	9	47.4		
3	土地利用審査会	7	4	57.1		
4	都道府県交通安全対策会議	21	1	4.8		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	8	42.1		
7	精神医療審査会	18	8	44.4		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	19	5	26.3		
10	准看護師試験委員会	10	5	50.0		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	22	9	40.9		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0		
14	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
15	都道府県農業共済保険審査会					
16	都道府県森林審議会	12	6	50.0		
17	都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4		
18	建築審査会	7	4	57.1		
19	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
20	都道府県都市計画審議会	18	4	22.2		
21	開発審査会	7	3	42.9		
22	私立学校審議会	12	6	50.0		
23	石油コンビナート等防災本部	25	1	4.0		
24	公害健康被害認定審査会	10	1	10.0		
25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
26	都道府県児童福祉審議会					
27	地方港湾審議会	15	4	26.7		
28	土地区画整理審議会					
29	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
30	介護保険審査会	20	10	50.0		
31	都道府県固定資産評価審議会	10	6	60.0		
32	感染症の診査に関する協議会	36	9	25.0		
33	警察署協議会	157	67	42.7		
34	土地収用事業認定審議会	5	2	40.0		
35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9		
36	国民保護協議会	58	3	5.2		
37	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
38	市街地再開発審査会					
39	都道府県職員委員会					
40	自然再生協議会					
41	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
43	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	35	2	5.7		
45	指定難病審査会	22	1	4.5		
46	小児慢性特定疾病審査会	8	2	25.0		
47	行政不服審査会	6	2	33.3		
48	国民健康保険運営協議会	11	5	45.5		
49						
50						
51						
52						
53						
合 計		758	230	30.3		
女性委員0の審議会数		0				

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	15	5	33.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	25	3	12.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
	合 計	78	20	25.6	
	女性委員0の委員会数	1			